

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成25年8月30日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 テックランド宮古店 宮古市磯鶏一丁目86番1号ほか
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - イ 駐車場の収容台数
 - ウ 駐輪場の収容台数
- (4) 変更する年月日 平成26年4月18日
- (5) 変更の理由 店舗運営計画の見直しのため

2 届出年月日 平成25年8月19日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び宮古市役所